

議案第36号

大和田第3住宅建設工事請負契約の一部変更について

大和田第3住宅建設工事請負契約（平成25年3月1日議決）の一部を次のとおり変更する。

平成25年3月1日議決における 契約金額	変更後の契約金額
991,246,200円	1,253,255,280円

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

大和田第3住宅建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大和田第3住宅建設工事請負契約締結について

大和田第3住宅建設工事請負契約を次の要項により締結する。

- 1 工 事 概 要 鉄筋コンクリート造14階建建物1棟
 建築面積 718.79平方メートル
 延床面積 9,723.67平方メートル
 附帯工事 一式
- 2 契約の相手方 大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
 栗本建設工業株式会社
- 3 契 約 金 額 991,246,200円
- 4 しゅん工期限 平成27年3月25日
- 5 工 事 場 所 大阪市西淀川区大和田2丁目

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。